

感染対策指針

「社会福祉法人立葵会」

当社（社会福祉法人立葵会）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・社内規定及び社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取り組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備。

(1) 平常時の対策

①「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。

②職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従業者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

イ) 利用者の健康管理

ロ) 職員の健康管理

ハ) 標準的な感染予防策

ニ) 衛生管理

③職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員に年2回の「研修」を定期的実施する。

④平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回の「訓練」を定期的実施する。

⑤感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行う。

(2) 発生時の対応

①日常の業務に関して感染事例または感染のおそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルに従い、直ちに「発生状況の把握」

に努める。

②感染事例等が活性後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実地する。

イ) 生活空間・動線の区分け「ゾーニング（空間を清潔区域と汚染区域に分ける）コーホーテイング（感染症ごとに区別して集めて隔離する）」

ロ) 消毒

ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認

ニ) 濃厚接触者への対応

③感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。

イ) 医療機関：いかわクリニック「0584-82-7800」

ロ) 保健所：瑞穂市保健センター「058-327-8611」

ハ) 瑞穂市：市民協働安全課「058-327-4130」

（附則）

この指針は、令和7年4月1日より施行する。